

横浜市緑ほのぼの荘 公募に係る質問事項と回答

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	公募要項	P27	(3)その他 ア 自主事業	<p>指定管理者が企画・実施する「自主事業(講座やイベント等)」の運営経費について、以下の2点について確認させてください。</p> <p>①講師料および材料費の負担について 自主事業の実施に伴い発生する「講師への謝礼(講師料)」や「講座で使用する材料費・レジュメ代」などの直接経費は、原則として利用者が負担する「参加費(受講料)」を原資として充当(独立採算での運用)するという認識でよろしいでしょうか。あるいは、指定管理料(委託費)の範囲内で賄うべき部分が指定されている、もしくは市の承認により参加費から徴収できる上限額などの規定はありますでしょうか。</p> <p>②部屋代(施設利用料金)の扱いについて 自主事業を実施する際、施設内の部屋(大広間、会議室等)を使用することになりますが、この場合の「部屋代(施設利用料金)」は、指定管理者の自主事業として免除(または相殺)される扱いとなりますでしょうか。それとも、収支計画上、指定管理者から施設(あるいは市)に対して、規定の利用料金相当額を支払う(または支出として計上する)手続きが必要でしょうか。</p>	<p>①「指定管理者制度運用ガイドライン(令和7年9月改定)」では、新たに自主事業の内容が規定されました。この自主事業について、原資とするものの規定はありませんが、指定管理料を充当することはできず、経費についても指定管理事業とは明確に区分して計上する必要があります。また、参加費として徴収できる金額の上限についても、特に規定はありません。 なお、今回新たに「高齢者向け企画事業」という概念が提示されましたが、こちらが上記ガイドラインの改定以前に自主事業と呼称していたものです。従前より指定管理者として施設の運営に携わった経験がある場合には、特にご注意ください。</p> <p>②指定管理者が自主事業を実施する場合、施設利用料金は負担する必要があるほか、施設の利用許可や行政財産の目的外使用許可等の手続きが必要となりますが、専ら施設の設置目的の達成のために行われると認められる自主事業については、区として施設利用料金を減免することも可能とされています。 なお、緑ほのぼの荘は、利用料金を徴収していないため、自主事業を行う場合に施設利用料金の負担はありません。(行政財産の目的外使用料については発生する場合があります。)</p> <p>詳細は、公募要項別添資料「指定管理者制度における実務手続き」をご確認ください。</p>